

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公開番号】特開2011-104360(P2011-104360A)

【公開日】平成23年6月2日(2011.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2011-022

【出願番号】特願2010-248967(P2010-248967)

【国際特許分類】

A 45 D 1/00 (2006.01)

A 45 D 24/00 (2006.01)

A 45 D 1/04 (2006.01)

A 45 D 1/08 (2006.01)

【F I】

A 45 D 1/00 503B

A 45 D 24/00 P

A 45 D 1/00 C

A 45 D 1/00 502B

A 45 D 1/00 504C

A 45 D 1/00 505A

A 45 D 1/00 505E

A 45 D 1/00 506B

A 45 D 1/00 507B

A 45 D 1/04 C

A 45 D 1/08 C

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘアカール用の装置であって、把持部(2)、第1のアーム(4)および第2のアーム(5)を備え、

前記第1のアーム(4)および第2のアーム(5)は、それぞれの第1端部(6, 7)で前記把持部(2)に接続されており、かつ、長手方向の軸心(X)にほぼ沿って、互いに平行に並列配置されており、

さらに、前記第1のアーム(4)および第2のアーム(5)のうちの少なくとも1つを加熱する加熱手段(24, 25)を備えるヘアカール用の装置(1)において、

前記第1のアーム(4)が、前記把持部(2)に固定された固定半アーム部(14)と、その固定半アーム部(14)に弾性支持された可動半アーム部(16)とを有し、

前記第2のアーム(5)も、前記把持部(2)に固定された固定半アーム部(15)と、その固定半アーム部(15)に弾性支持された可動半アーム部(17)とを有し、

前記第1のアーム(4)および第2のアーム(5)のそれぞれが、全体としてほぼ半円柱形であり、前記可動半アーム部(16, 17)に形成された第1の平坦面(18, 19)と、前記固定半アーム部(14, 15)に形成された第2の凸状面(20, 21)とを有し、

前記平坦面（18，19）同士は対向し、前記凸状面（20，21）同士は背を向けるように配置され、

使用中でない状態で、前記第1のアーム（4）の前記可動半アーム部（16）および前記第2のアーム（5）の前記可動半アーム部（17）が、前記アーム（4，5）の全長にわたって互いにほぼ並列配置されていることを特徴とするヘアカール用の装置。

【請求項2】

請求項1に記載のヘアカール用の装置において、

使用中でない状態で、前記第1のアーム（4）の前記可動半アーム部（16）および前記第2のアーム（5）の前記可動半アーム部（17）が、所定の距離だけ離れて配置されているヘアカール用の装置。

【請求項3】

請求項1または2に記載のヘアカール用の装置において、

前記加熱手段が、第1の加熱要素（24）および第2の加熱要素（25）を有しており、その第1の加熱要素（24）および第2の加熱要素（25）のそれぞれが、対応する前記可動半アーム部（16，17）に収容されているヘアカール用の装置。

【請求項4】

請求項1から3のいずれか一項に記載のヘアカール用の装置において、

前記加熱手段が、第1の加熱要素（24）および第2の加熱要素（25）を有しており、その第1の加熱要素（24）および第2の加熱要素（25）のそれぞれが、対応する前記固定半アーム部（14，15）に収容されているヘアカール用の装置。

【請求項5】

請求項1から4のいずれか一項に記載のヘアカール用の装置において、

前記可動半アーム部（16，17）のそれぞれが、対応する前記アーム（4，5）の、前記把持部（2）とは反対側の第2端部（8、9）に、ヘッド部（50，51）を有するヘアカール用の装置。

【請求項6】

請求項5に記載のヘアカール用の装置において、

前記ヘッド部（50，51）が、断熱材で構成されているヘアカール用の装置。

【請求項7】

請求項1から6のいずれか一項に記載のヘアカール用の装置において、

前記アーム（4，5）のうちの少なくとも1つのアームにおける前記固定半アーム部（14，15）の凸状面に、少なくとも1つの歓（70，71）が前記長手方向の軸心（X）を横切って延びるように形成されているヘアカール用の装置。

【請求項8】

請求項7に記載のヘアカール用の装置において、

前記第1のアーム（4）の歓（70）が、前記第2のアーム（5）の歓（71）からはずれた位置にあるヘアカール用の装置。